

委員会提出議案第 1 号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

議会運営委員会委員長 大竹 伸一

(理由)

この案を提出するのは、議会に係る手続について情報通信技術を利用した方法による実施への対応を図るとともに、議会運営上の取扱いの明確化等を行うため、この規則の一部を改正する必要があるからである。

## 大口町議会会議規則の一部を改正する規則

大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第100条」を「第100条の2」に、「第129条」を「第129条—第131条」に改める。

第8条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第84条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第11章中第100条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第100条の2 法第127条（失職及び資格決定）第3項の規定により準用される法第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第102条中「会議の妨げになるもの」を「帽子、コート、マフラー又は傘の類」に、「議長の許可を得たとき」を「会議の出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第124条中「議員」を「必要に応じて議員」に改め、「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第129条を第131条とし、第19章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第129条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第90条(請願文書表の作成及び配布)第1項、第91条(請願の委員会付託)第1項及び第124条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第130条 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第84条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大口町議会会議規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第10章 略</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第97条—<u>第100条の2</u>）</p> <p>第12章～第18章 略</p> <p>第19章 補則（<u>第129条—第131条</u>）</p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>（開票及び投票の効力）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、<u>第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで</u>、第32条（選挙結果の報告）第</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章 略</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第97条—<u>第100条</u>）</p> <p>第12章～第18章 略</p> <p>第19章 補則（<u>第129条</u>）</p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 略</p> <p>（開票及び投票の効力）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、<u>第31条（開票及び投票の効力）、第32条</u>（選挙結果の報告）第1項、第33条（選挙</p>

新	旧
<p>1 項、第 3 3 条（選挙に関する疑義）及び第 3 4 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p><u>（資格決定の通知）</u></p> <p><u>第 1 0 0 条の 2 法第 1 2 7 条（失職及び資格決定）第 3 項の規定により準用される法第 1 1 8 条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第 6 項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>（携帯品）</p> <p>第 1 0 2 条 議場に入る者は、<u>帽子、コート、マフラー又は傘の類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議の出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たもの</u>については、この限りでない。</p> <p>（会議録の配布）</p> <p>第 1 2 4 条 会議録は、<u>必要に応じて議員及び関係者に配布する。</u></p> <p>第 1 9 章 補則</p> <p><u>（電子情報処理組織による通知等）</u></p> <p><u>第 1 2 9 条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を</u></p>	<p>に関する疑義）及び第 3 4 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>（携帯品）</p> <p>第 1 0 2 条 議場に入る者は、<u>会議の妨げになるもの</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>（会議録の配布）</p> <p>第 1 2 4 条 会議録は、<u>議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）</u>する。</p> <p>第 1 9 章 補則</p>

新	旧
<p><u>む。以下この項及び第4項において同じ。）</u>  <u>とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）</u>  <u>を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>3 <u>前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第90条（請願文書表の作成及び配布）第1項、第91条（請願の委員会付託）第1項及び第124条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の</u></p>	

新	旧
<p><u>使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u></p>	
<p>5. <u>議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	
<p>6. <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>	
<p><u>（電磁的記録による作成等）</u></p>	
<p><u>第130条 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第84</u></p>	

新	旧
<p>条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>（会議規則の疑義）</p> <p>第131条 略</p>	<p>（会議規則の疑義）</p> <p>第129条 略</p>

## 改正要旨

### 1 改正の目的

今回の改正は、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月に成立（令和5年法律第19号、令和6年4月1日施行）したことを受け、議会に係る手続について情報通信技術を利用した方法により行うことに対応するとともに、現在の社会情勢に照らした文言の調整や規定ぶりの見直しを行う等、所要の整備を行うものです。

### 2 改正の概要

改正の主なポイントは、大きく次の4点に整理できます。

#### (1) 議会運営上の取扱いを明確にするための改正

会議時間の変更手続を明確化するとともに、緊急時等においては会議中でない場合でも議長が会議時間を変更できるよう規定を整備します。

また、会議中の持込み禁止物を具体的に明示するとともに、会議出席に必要な物については、議長への事前届出により認める取扱いとします。

#### (2) 法律の規定を踏まえた手続規定の整備

地方自治法に基づき投票の効力に関する決定を行った場合に、本人への通知が義務付けられていることを前提として、その通知方法等必要な事項を、議長が定めることと規定します。

#### (3) 電子情報処理組織を用いた通知等を可能とする改正

一定の条件のもとで電子情報処理組織を用いた方法による通知等を、正式な手段として位置づけ、紙によるものと同等の効力を有することを明確にするるとともに、電子化が適さない場合の例外も設け、実務に支障が生じないよう整理しています。

#### (4) 電磁的記録による文書作成や保存を可能とする改正

議会、議長や委員長が作成し保存する文書について、電磁的記録による対応を可能とし、文書と同様に扱うことを明確化しています。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。